## 食品衛生法に基づくおもちゃの規格基準の変更点(案)一覧表

		重金属			七素			カドミウム			鉛			亜鉛		フェノール			ホルムアルデヒド			蒸発残留物			過マンガン酸カリウム 消費量			
		溶媒	規格	試験法	溶媒	規格	試験法	溶媒	規格	試験法	溶媒	規格	試験法	溶媒	規格	試験法	溶媒	規格	試験法	溶媒	規格	試験法	溶媒	規格	試験法	溶媒	規格	試験法
うつし絵	溶出材質	变	更なし			変更なし											 											
折り紙	溶出	变	更なし			変更なし	j													 	ļ							
	材質 溶出	変	更なし					!							変更なし			変更なに	L		変更なし		3	変更なし				
ゴム製おしゃぶり	材質								変更	なし		変更	なし															
塩化ビニル樹脂 塗料 土 金装	溶出	40℃水30分 (0.8g/100c m2乾燥試料 1cm2当たり 2ml) ↓ 削除	g/ml 試験溶	比法→削除	40℃水 30分 (0.8g/1 00cm2 対はたり 2ml) 37℃ 0.07mol /上塩間	0.1 μ g/ml 試験液 以→ 25mg/k	比色 法 → AA	40°C水 30分 (0.8g/10 0emは料当 (たり2m) 37°C (0.07mol/ 上生間	g/ml 試験溶 液	AA 又はI	なし	kg	規定 AAはI CP										3 (塩化ビニ <i>)</i>	変更なし レ樹脂塗薬	美のみ)	(塩化ピニ)	更なし	後のみ)
	材質																 											
ポリ塩化ビニル樹脂を主体とする材料	溶出 材質	变	更なし			変更なし		1	変更なし			<u> </u>		<u> </u>					<u> </u>	<u> </u> 	ļ		3	変更なし		i	変更なし	
ポリエチレンを主体とする材料	溶出 村質	变	更なし			変更なし																	3	変更なし			変更なし	
金属製のがん異ア クセサリー(乳幼 「児が飲み込む可 能性のあるもの)	溶出										なし	規定な し ↓ 90mg/ kg	規定 は AA 以 CP															
	材質				<del> </del>			<del> </del>						ļ			ļ 			<u> </u>			i 					

<sup>(</sup>注) は現行の規格を変更しない都分を、 は現行の規格を変更する部分を、 は現行の規格を削除する部分を、 は現行の規格を削除する部分を示す。
(注) おもちゃには、フタル酸ビス(2ーエチルヘキシル)を頂材料として用いたポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂を原材料として用いてはならない。
(注) 紙、木、竹、ゴム、茶、セルロイド、合成樹脂、金属又は陶製のもので、乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃには、フタル酸ジイソノニルを原材料として用いたポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂を原材料として用いてはならない。
(注) AA: 原子吸光光度法、 IOP: 防導絡合プラズマ発光強度測定法